

奈良県アレルギー疾患対策事業実施要綱

(目的)

第1条 奈良県アレルギー疾患対策事業（以下「事業」という。）は、次に掲げるアレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず等しくその状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、県内のアレルギー疾患医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることを目的とする。

(1) アレルギー対策基本法（平成26年法律第98号）に定める6疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症及び食物アレルギー）

(2) 重症及び難治性アレルギー疾患

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、奈良県（以下「県」という。）とする。

(拠点病院及び支援病院の指定)

第3条 県は、県内のアレルギー疾患医療提供体制において拠点となる病院を、奈良県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）として、県下に1箇所指定する。

2 県は、県内のアレルギー疾患医療提供体制において、拠点病院と連携し、診療科別に専門医療の提供に取り組む病院を、奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院（以下「支援病院」という。）として指定することができる。

3 その他、拠点病院及び支援病院の指定に必要な事項は、別途定める。

(拠点病院の役割)

第4条 拠点病院は、奈良県におけるアレルギー疾患医療提供体制の拠点として、次の役割を担う。

(1) アレルギー疾患全般に関する専門医療を提供する。

(2) 重症及び難治性アレルギー疾患の診療において、支援病院、地域の医療機関との診療連携体制を中心となって構築する。

(3) 地域の医療機関におけるアレルギー疾患医療に対して、最新の科学的知見に基づく助言や支援を行う。

(4) アレルギー疾患医療従事者に対して、最新の科学的知見に基づく適切な情報発信、教育、研修等を行い、人材育成を推進する。

(5) 国が推進する全国的疫学研究及び臨床研究等へ協力する。

(6) 患者及び県民に向けて、アレルギー疾患に関する正しい情報を発信する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、県と連携しアレルギー疾患医療提供体制の推進に取り組む。

(支援病院の役割)

第5条 支援病院は、次の役割を担う。

- (1) アレルギー疾患に関する診療科別専門医療を提供する。
- (2) 重症及び難治性アレルギー疾患の当該診療科での診療において、地域の医療機関との診療連携体制を構築する。
- (3) 地域の医療機関におけるアレルギー疾患医療に対して、診療科別に最新の科学的知見に基づく助言や支援を行う。
- (4) アレルギー疾患医療従事者の人材育成の推進に協力する。
- (5) 患者及び県民に向けて、アレルギー疾患に関する正しい情報を発信する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県及び拠点病院が実施するアレルギー疾患医療提供体制の推進に係る取組みに対し、協力する。

(アレルギー疾患医療連絡協議会)

第6条 県は、事業の実施にあたり、実施方法や評価等について奈良県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に意見を求めることができる。なお、連絡協議会に係る事項は、別途定める。

(事業実施上の留意点)

第7条 県、拠点病院、支援病院、地域の医療機関その他の関係機関は、相互に連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。